

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(Ⅷ-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>生活保護制度を適正に実施すること(施策目標Ⅷ-1-1) 基本目標Ⅷ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p>				<p>担当 部局名</p>	<p>社会・援護局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>保護課長 池上 直樹</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>【生活保護制度】 ・生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 ・保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。 ※このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。 ・保護施設での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等が施設等へ配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用への財政的支援 ・保護施設における新型コロナウイルス感染症に関連して発生したかかり増し経費及び事業継続に向けた取組への財政的支援</p>													
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>○生活保護の適正な制度運営のため、保護の適正な実施や自立支援が重要である。特に、生活保護の医療扶助費の適正化や生活保護受給者への就労支援の強化等の取組が必要である。 ①頻回受診対策 ・医療扶助における入院外の1ヶ月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移は、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者(受診状況把握対象者)の数も減少してきている。 ・他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認められた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は49%程度となっている。対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり更なる対策が求められている。 ・令和3年1月から、データに基づき被保護者の生活習慣病の予防等を行う、被保護者健康管理支援事業が必須事業化されており、全福祉事務所において確実に実施される必要がある。 ②薬剤費対策 ・被保護者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられており、引き続き適正な運用を行うことで、医療扶助の適正化に向けて取り組む必要がある。 (参考)令和3年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合:87.7%</p>							<p>○新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響を踏まえ、速やかに保護の決定・実施を行えるよう、運用の弾力化に取り組んでおり、感染拡大の状況等を踏まえた適切な保護の運用を図る必要がある。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>		<p>達成目標</p>					<p>達成目標の設定理由</p>							
<p>目標1 (課題1)</p>		<p>生活保護制度を適正に実施すること。</p>					<p>必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。</p>							
<p>達成目標1について</p>														
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>		<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由</p>		<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>○1</p>	<p>医療扶助の適正化に向けた地方公共団体における後発医薬品使用促進計画の策定率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>100%</p>	<p>毎年度</p>	<p>平成30年度 100%</p>	<p>令和元年度 100%</p>	<p>令和2年度 100%</p>	<p>令和3年度 100%</p>	<p>令和4年度 100%</p>	<p>・後発医薬品の使用促進については、生活保護の医療扶助においても、更なる使用促進を図るため、後発医薬品の使用割合が80%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしており、該当する地方公共団体における策定状況を評価するため本指標を選定している。</p>		<p>「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考1)平成28年度実績99.88%(※目標値の設定は平成28年度から) (参考2)令和3年度実績値100%は分母:後発医薬品の使用割合が80%未満の福祉事務所設置自治体数(60団体)、分子:後発医薬品使用促進計画が策定済みの福祉事務所設置自治体数(60団体)から算出したもの。</p>	

2	<p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	—	—	55%	毎年度	55.2% (2014(平成26)年度改善者数割合比2割以上)	—	(令和3年度目標に向けた目安値: 62%)	2017(平成29)年度比改善者数割合2割以上	2017(平成29)年度比改善者数割合2割以上	生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。	<p>なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を測定指標5については100%、測定指標6については2021(令和3)年度において2017(平成29)年度改善者数割合比2割以上としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考1) 測定指標5・・・平成28年度実績100%(※目標値の設定は平成28年度から)</p> <p>(参考2) 令和3年度実績値98.6%は分母: 頻回受診適正化計画の策定を要する自治体数(70団体)、分子: 頻回受診適正化計画を作成済みの自治体数(69団体)から算出したもの。</p> <p>(参考3) 測定指標6・・・平成28年度実績52.33%、平成29年度実績53.92%</p> <p>(参考4) 令和2年度実績値49.0%は分母: 適正受診指導対象者の人数(2,320人)、分子: 適正な受診日数に改善された者の人数(1,136人)から算出したもの。</p> <p>※令和元年度は、適正受診指導対象者の基準を見直し対象者の範囲が拡大したことにより、実績値が下がったもの。</p>
3	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	—	—	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	・後発医薬品の使用促進については、平成25年の生活保護法改正において後発医薬品の使用を促すよう規定するなど、生活保護の医療扶助においても各種の取組を実施しているが、その効果を評価するため本指標を選定している。	<p>・平成29年12月21日策定「経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版」において、平成30年度までに使用割合を80%とすることを目標としていたが、平成30年12月20日策定「新経済・財政再生計画改革工程表2018」において、毎年度、使用割合を80%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考1) 平成28年度実績69.3%(平成28年6月審査分)、平成29年度実績73.3%(平成29年6月審査分)</p> <p>(参考2) 令和3年度実績値87.7%は分母: 生活保護受給者に処方された薬剤総量(332,147,237個)、分子: うち後発医薬品の個数(291,161,444個)から算出したもの。</p>
達成手段1 (開始年度)		令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和4年度行政事業レビュー事業番号
(1)	保護費負担金 (昭和6年度)	2,785,106 百万円 2,690,379 百万円	2,800,745 百万円 2,678,820 百万円	2,801,346 百万円	1,2,3,4,5	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。						2022-厚労-21-0760
(2)	保護施設事務費負担金 (昭和6年度)	31,412百万円 30,485百万円	32,837百万円 29,005百万円	32,052百万円	—	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。						2022-厚労-21-0762
(3)	生活保護に関する調査事業 (昭和26年度)	107百万円 79百万円	108百万円 47百万円	172百万円	—	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。						2022-厚労-21-0763
(4)	生活保護指導監査委託費 (昭和30年度)	1,938百万円 1,935百万円	1,894百万円 1,894百万円	1,847百万円	8	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。						2022-厚労-21-0759
(5)	中国残留邦人生活支援給付金 (平成20年度)	8,747百万円 8,363百万円	8,611百万円 8,128百万円	8,122百万円	—	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)						2022-厚労-21-0761

(6)	社会福祉行政事務企画指導等経費 (平成20年度)	406百万円 267百万円	1,112百万円 822百万円	409百万円	—	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。	2022-厚労-21-0776		
(7)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	54,696百万円 51,474百万円	39,774百万円 37,885百万円	30,144百万円	1,2,3	・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	2022-厚労-21-0766		
(8)	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	1,105,682百万円 1,039,972百万円	805,599百万円 804,117百万円	338,366百万円	1,2	・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	2022-厚労-21-0767-01		
(9)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業 (令和3年度)	— —	94百万円 56百万円	94百万円	—	・生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 ・具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。	2022-厚労-21-0764		
(10)	日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修 (令和3年度)	— —	11百万円 6百万円	11百万円	—	・令和2年10月より、支援を要する生活保護受給者について、日常生活支援住居施設への支援委託が開始されることに伴い、その支援に関わる日常生活支援住居施設の管理職員等の資質向上のための研修を実施し、質の高い支援業務の標準化を推進することを目的としている。 ・日常生活住居施設の管理者等が参加する研修において、①アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等、②個別支援計画を作成するために留意すべき視点、記載方法等、③ホームレス、刑余者、精神障害者等、対象者に応じた支援の技能、知識、④モニタリング、個別支援計画変更等の手法、地域の社会資源の活用等をカリキュラムとして実施する。	2022-厚労-21-0765		
施策の予算額(千円)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		政策評価実施予定時期	令和6年度
		4,675,327,012		4,324,874,172		3,520,434,259			
施策の執行額(千円)		3,871,406,108		3,819,934,766					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明			令和4年度2月25日		生活保護制度について、運用の弾力化による速やかな保護の決定に取り組んでまいります。		